

都市計画丁子田地区計画を次のように変更する。

名 称		丁子田地区計画
位 置		長久手市丁子田の一部
面 積		約2.7ha
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本区域は市の南西部に位置し、南側は日進市との行政界である。 本地区は土地区画整理事業が進行中の日進市域と北側に土地区画整理事業が予定されている地域に囲まれており、将来、良好な住宅地形成が期待される地区である。 そこで、本地区において、都市計画道路高針御嶽線、香久山線の沿道での秩序ある市街化を計画的に誘導し、合わせて周辺の住環境と調和する良好な市街地形成を図ることを本地区計画の目標とする。
	土地利用の方針	良好な住宅市街地としての発展を期するため、建築物等の規制誘導を積極的に推進し、郊外住宅地にふさわしい良好で緑あふれ、ゆとりある居住環境の形成と合理的な土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	建築物の用途の混在化などによる市街地環境の悪化を防止するため、建築物の用途の制限、建物の高さ、壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館。 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場。 3. 自動車教習場。 4. 床面積の合計が 15 m ² を超える畜舎。ただし、ペットショップ、動物病院その他これらに類するものを除く。 5. 工場。ただし、建築基準法施行令第 130 条の 5 の 2 第 3 号及び第 4 号に掲げる作業場は除く。
		20メートル
		隣地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。

「区域は計画図表示のとおり」

(理由)

本市の地区計画条例(建築基準法第68条の2)における、地区計画の表現・語句の整合を図るため地区計画を変更する。なお、表現・語句の修正は改正された建築基準法に準拠する。